

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
公益財団法人札幌市芸術文化財団 一般事業主行動計画

男女ともに職員がその能力を十分発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和11年3月31日（4年間）

2. 目標、実施時期、取組内容

目標

職員の月平均残業時間を計画期間最終年度までに令和3年度比で5%以上削減する。

<実施時期・取組内容>

令和7年4月～ 令和6年度導入のノー残業デーを継続し、定着させることで、計画的な業務遂行や業務の効率化に繋げる。

令和8年4月～ 管理職を対象として、長時間労働削減や業務平準化・効率化等に関する研修を実施する。

令和9年4月～ 一般職員を対象として、長時間労働削減や業務平準化・効率化等に関する研修を実施する。

令和10年4月～ 定例会議において残業削減状況について情報共有し、部署ごとの削減実績と好事例を共有するとともに、3年間の取り組み実績を踏まえ、次期課題を抽出する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】（令和7年1月1日現在）

労働者に占める男性・女性労働者の割合	男性	女性
正職員	43%	57%
契約職員	30%	70%
パート職員	18%	82%